

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証 会議事概要

日時	2023年10月11日(水) 12:58~14:52	
場所	オンライン会議	
出席者	委員	田中 隆一 東京大学 社会科学研究所 教授 (座長) 野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授 (座長代理) 伊藤 伸介 中央大学 経済学部 教授 高久 玲音 一橋大学 経済学部 准教授
	厚生労働省	中井 雅之 労働経済特別研究官 三村 国雄 参事官(政策立案・評価担当参事官室室長) 山田 伸二 政策立案・評価推進官 井戸本 賢 室長補佐 山本 剛史 統計利活用専門官 白木 紀行 政策企画官
	事務局 デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社	永元 隆雄 シニアマネジャー 森田 哲朗 コンサルタント 永田 悠祐 コンサルタント

議事

- 開会
 - はじめに
 - 委員紹介
 - 座長等の選定
- EBPM実践の取組状況の検証
- その他

議事概要

1 開会

開催要綱に基づき、当有識者検証会の座長を田中隆一委員とすることが全会一致で決定された。また、座長からの指名により、座長代理は野口晴子委員とすることが決定された。

2 EBPM実践の取組状況の検証

(1) 厚生労働省におけるEBPMの取組状況について

厚生労働省から、資料に基づき、厚生労働省におけるEBPMの実践の取組状況についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- EBPM実践事業について、昨年度は部局より提示された事業区分が2種類しかなく、今年度は事業区分にばらつきがあるが、その理由は何か。
→担当部局側に事情があり、今年度は新規事業の立ち上げや事業の大幅見直しに該当するケースが多かったのではないかと。
- 「医薬品等承認審査費」は、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）との関連がある事業か。
→ご指摘のとおり、PMDA関連の事業である。
- 資料1の2頁の令和5年度EBPM実践スケジュールについて、今年度は行政事業レビューシートとEBPM実践が並走しているように見える。この2つの活動に重複する部分はあるか。
→行政事業レビューシートでは厚生労働省の千以上のすべての事業に対して基礎的なEBPMに関する取組を実践している。この部分についてロジックモデルと重複する部分もあると思われる。とはいえ、行政事業レビューシートの運用見直しは今年度から開始しており、ロジックモデル作成という深掘りとはそこまで重複しないと考えている。なお、来年度以降の取組方針については第2回以降にて議論したい。
→全体的な取組方針は次回以降の議論となること、承知した。2つの方針を組み合わせ有効な取組としていただきたい。

(2) ロジックモデルの作成・点検について

事務局から、資料に基づき、ロジックモデルの作成・点検についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- ロジックの確認丸2において、初回の「問題なし」の割合が0%となっているが、これは部局または省内で分析手法の理解の差があると思われる。

→ロジックの確認丸2については昨年度と同様に指摘割合が高く、改めて周知を徹底するなどの取組を引き続き実施する。

→昨年度と今年度の取組は同じ部局ではなく、異なる部局が異なる事業を対象に実施しているが、部局によってデータの取り扱いスキルに差があり、今回選定した事業担当が慣れていない可能性がある。省内全体として、分析リテラシーを向上させる取組の重要性については、ご指摘のとおりと考えている。

→今年度が初年度や2年目であれば、統計的な分析手法リテラシーが内部で共有されていないということが考えられるが、3年以上実施している取組であり、どの程度蓄積されているかを議論する必要がある。EBPM関連の研修において、省内の統計的な分析手法リテラシーを向上させるために、参加者数や内容の浸透度合いが重要となるが、今年度もEBPM研修を実施しているのか。

→基礎的な研修は秋頃に実施しているが、それ以外にもロジックモデル作成担当者に向けて研修を実施している。とはいえ、千以上ある事業の中から十数事業がロジックモデルを作成している現状であるため、分析手法リテラシーの蓄積には時間を要していると思われる。

→研修の実施時期はロジックモデルの作成前か、または作成後か。

→ロジックモデル作成時に研修を実施している。資料2の8頁のとおり、EBPM取組体制においてEBPM実践担当者研修を必須研修としており、作成と同時期に研修を受ける仕組みとなっている。

→研修の実施時期に問題があるということではないと理解した。
- 点検項目が細かく設定されているが、事業によっては指標設定において「該当なし」と判断できる場合もあると思われる。その場合は「問題なし」と判定されるのか。「該当あり」の中での「問題なし」を判別できるとよい。もしくは、あらかじめ「該当なし」と判断できるようなものは省くことも考えられる。

→実績として、「該当なし」と判断されるようなケースは存在しなかった。何らかの指標は設定いただいていた。ただし、ご指摘のとおり、事業によっては設定が難しいものもあると考えられるため、今後に向けて検討する余地はあると考える。行政事業レビューシートでも中期アウトカムの設定は任意とされており、事業特性に合わせて考慮することも考えられる。
- EBPMに関する研修は録画されたものを視聴するイメージか。

→ご認識のとおりである。

- 例えば、「医薬品等承認審査費」については、事業から派生して他事業への影響もあると思われる。現状は、他の事業への影響を勘案した視点は含めず、個別事業の影響のみを整理することに重点を置いているのか。
 - 現状は予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れ、ロジックモデルを活用しているため、他事業を勘案したものとしてとらえてはいないと思われる。予算プロセスの中ではロジカルに効果を確認することに重点を置いている。
 - 各事業は単独ではなく波及すると思われるので、将来的には単独の政策効果が他の事業にどのように影響するかを見据えてアウトカムを設定できるとよい。
- EBPMを予算の観点から活用することは自然なことであるが、それぞれの事業がお互いに関連している。省庁の予算制約の中で、事業全体や厚生労働省全体としては波及効果も確認する必要がある。

(3) 重点フォローアップ事業の選定基準について

事務局から、資料に基づき、重点フォローアップ事業の選定基準についての説明を行い、質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 労働基準局や老健局の事業は対照群を設定できる可能性があるとのことだが、事業前後のデータは他の調査で得るのか、または事業の中でデータ取得を行うか。
 - 現段階ではロジックモデル上の情報のみで可能性を判断しており、今後、重点フォローアップ事業として選定された事業に対しては、ヒアリング等を通して正確な確認を行う予定である。なお、これらの事業に関しては、事業推進過程で入手するデータを活用することを想定している。
 - すでに評価に使えるデータを公的に取得しているケース、他事業で取得しているケース、リサーチデザインにより未来志向で取得するケースにおいて、「データの利用可能性」の意味が変わる。どのような意味で「データの利用可能性」を判断しており、どのような対照群を設定しているかを再度検討いただきたい。
- 「データ取得可能性が低い」と判断しているケースがあるが、このようなケースでは、担当部局とのやり取りの中でデータの取得方法を提案しているのか。また、重点フォローアップ事業の対象外としている事業の特性の中に「費用対効果が十分に見込めない」とあるが、費用は予算規模を見ているか、または人的リソースも含めた幅広い費用と捉えているか。予算規模としての費用としている場合は、予算規模を縮小すれば判断は変わるのか。「費用対効果」の判断基準を教えてください。
 - その事業のデータ取得可能性や、効果を確認できるかが判断基準になっている。特に社会・援護局の戦傷病者福祉事業は「費用対効果」の観点から事業を見直すことに

は適さないと考えられる。

→事業内における費用か、または予算規模としての費用かについては関係なく、やること自体に価値があるということか。

→費用対効果という尺度がなじまない事業であると考え、「費用対効果」を記載したと考えている。

→「費用対効果」に関する考え方を整理する必要があると考える。事業内容でケースバイケースに判断しているため、「費用対効果」の考え方を整理し、馴染むかどうかの基準を設けるとよい。「データの取得可能性」について、事業選定後にデータ取得できない場合のロジックモデル修正を許容しているが、その場合に対応策を書くことと選定されやすい等の書き方があると思われる。実現可能性や当初の目的に沿ってロジックモデルを書いているが、選定対象外になりやすい記載ぶりにならないように改善する必要があると考えられる。

→EBPMの推進において、効果検証を実施して政策展開するという理念があるが、実際の政策実施にあたっては、当初段階で効果検証を行うという考えが抜けていることが多く、後から効果検証を求められ、そのためのアンケート調査を後追いで実施することもあった。政策実施の前に効果検証を想定したうえでデータの取得可能性も意識し、事業展開する必要があると考えている。ただ現実が追いついていないため、組織全体として考えていきたい。

- 対象事業は、エビデンスレベルが高いものから重点的に力を入れて対応する予定か。分析レベルの判断に対照群を設定できるかどうかを重視しているようだが、細かい時系列データを取得することができれば、時系列ランダム化比較実験も検討することができる。対照群の有無を過剰評価せずに優先順位を検討することも考えられる。
→現在の選定フローはエビデンスレベルの影響度合いが高いが、今後において優先度を見直す余地はある。
- 事業を実施する前から、行政記録情報を含めてどのようなデータを取得できるかを念頭に置き、事業全体を評価すべき。
→行政記録情報の活用も視野に入れながら取り組みたい。
→NDBや介護DBに続き、来年度からは難病等の情報も医師会から情報提供がされるのでEBPMに活用いただきたい。

3 その他

全体を通しての質疑応答が行われた。主な発言は以下のとおり。

- 公的統計の新たな調査実施可能性について議論いただきたい。データベースの様々な形での活用において、サーバー容量の拡大が必要となる。また、インフラ整備のため

に予算の編成も必要となる。さらに個人情報のセキュリティ管理も必要になり、大規模データの管理について全省庁レベルでの議論も必要となる。

- 総論では政府全体として行政記録情報を有効活用していく方向ではあるが、各論では、個人情報を含む行政記録情報が多いため、個人情報保護の観点からデータの活用に慎重になっている。どのように利用していくかを引き続き研究する必要がある。また、行政記録情報をEBPMの中でどう使えるかという点では、活用する側のリテラシーも上げていく必要がある。
- 人的資源もEBPMにおいて重要である。行政事業レビューシートをレビューしたが、研究者視点からはEBPMになじまない事業もあった。研究者視点では問題ありと感じる選定となっている可能性があるため、無理に対象にするのではなく、なじむものについて、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。
→EBPMになじまない事業もあるため、メリハリをつけて進めていきたい。
- データの活用は政策立案する際に必要となる。また効果検証方法を省庁で周知することも重要であるが、その際に個人情報の取り扱いが問題となる。個人情報を含んだデータを匿名化して研究を進めている研究者は多く存在し、日本経済学会等でも発表されており、ロールモデルとなっており、参考にしていきたい。また、EBPM評価事業は2020年から数えて4年目となり、基礎的な考え方が省内で蓄積されていることが期待される。ただし、ロジックモデルの書き方次第で評価対象事業への選定の有無が影響を受けるため、選定されること自体が魅力的になるようなインセンティブ・仕掛けが必要である。例えば、選定された場合にはアンケート調査費部分について、EBPM推進という名目として別枠の予算を付与し、サポートするなどの方法がある。また、効果検証対象事業に選ばれることは説明責任を果たしている証拠であり、それ自体が名誉なことである点も広く発信していきたい。
- 本日の議事の取りまとめとして、「令和5年度に実施したロジックモデルの点検結果」については、ロジックモデルや検証方法等の精度向上に寄与することから、概ね妥当である。また、「令和5年度のEBPMの実践事業の選定基準・対象事業および重点フォローアップ事業の選定」については、EBPMの進行や事業の進捗等の観点から概ね妥当であると整理する。本日のご意見等の詳細については、検証結果取りまとめの報告書で整理させていただきたい。

以上